

特別障害者手当・障害児福祉手当・特別児童扶養手当

重度または中度の障がいがあり、日常生活において特別の介護を必要とする場合は、手当が支給されます。該当する障がいやその程度は法律で定められており、医師の診断書等に基づき判定されます。金額はすべて令和6年度の手当額です。

■特別障害者手当

○対象 精神または身体に著しく重度の障がいを有するため、日常生活において常時特別の介護を必要とする状態にあり、在宅で生活している20歳以上の人

○手当の額 月額28,840円

※本人、配偶者または扶養義務者の前年の所得が限度額を超えている場合や、施設に入所または入院している場合は対象になりません。

☎障害福祉課 (☎82-1159)

■障害児福祉手当

○対象

精神または身体に重度の障がいを有するため、日常生活において常時の介護を必要とする状態にあり、在宅で生活している20歳未満の人

○手当の額 月額15,690円

※本人、配偶者または扶養義務者の前年の所得が限度額を超えている場合や、施設に入所している場合、当該障がいを支給理由とする年金を受給している人は対象になりません。

☎障害福祉課 (☎82-1159)

■特別児童扶養手当

○対象

20歳未満で、精神または身体に中度以上の障がいがある児童を家庭で養育している父・母、または父母に代わってその児童を養育している人

○手当の額

1級：月額55,350円

2級：月額36,860円

※所得制限があります。

☎子育て支援課 (☎82-1175)

4月1日に「山陽小野田市民活動センター」がオープンします

市民活動の拠点施設である山陽小野田市民活動センターの4月1日のオープンに先立ち、市民活動やイベント等で利用できる貸会議室の予約申請の受付を開始しました。

■山陽小野田市民活動センターとは

市民活動センターは、市民活動の拠点として、地域課題解決に主体的に取り組む個人や団体を支援する施設です。市民活動に関する「情報収集・提供」・「人材育成・研修」・「活動支援・相談」、市民の交流の場としての「施設管理および活用促進」、市民・団体・行政・企業や大学等との「相互連携および協創」を促進することにより、市民活動の活性化を図ります。

●主な施設設備

・交流ホール (Wi-Fi 完備) ・大小6つの会議室 (有料・要申込)

●開館前の会議室予約方法

① E-mail または電話で予約状況を確認

山陽小野田市民活動センター ☒ info@soc-cac.jp

☎ 080-4771-6125 (3/31 までの受付時間：平日 9:00～17:00)

② 市民活動推進課に備え付けの利用許可申請書に記入のうえ、E-mail または窓口に提出

※詳しくは山陽小野田市民活動センターホームページをご覧ください。

●所在地等 中央二丁目3番1号 (A スクエア 1階)

開館時間：9:00～21:00

休館日：年末年始 (12月29日～1月3日)

☎市民活動推進課 (☎82-1134)



施設等でマイナンバーカードの申請ができます

職員が施設や職場等に出向き、マイナンバーカードの申請受付を行います。受取も郵便または施設や職場等でできるため、市役所に来庁する必要がありません。詳しくはお問い合わせください。

☎市民課 (☎82-1140)

明るい選挙啓発作品の展示

市内の学校から応募があったポスター、習字、標語の中から特に優秀な作品を展示します。

●期間

3月5日(火)～17日(日) 9:30～19:00 (土日は～17:00)

●場所 中央図書館

☎選挙管理委員会事務局

(☎82-1183)

物品の調達等の競争入札参加資格の追加申請

令和6・7年度に市(水道局および病院局は除く)が発注する物品の調達等(製造の請負、買入れ、借入れ、売払い)および業務委託等(工事請負および工事に係る設計等の業務委託を除く)の契約に係る競争入札参加資格の追加申請を受け付けます。

●受付期間

4月～令和7年8月の偶数月の1～10日(必着)

※10日が閉庁日の場合は、次の開庁日が受付期限です。

●申請方法

申請書等を市ホームページからダウンロードして、関係書類を添えて郵送等で提出

☎監理室 (☎82-1180)